保有個人データ開示等申請書

公益社団法人

日本証券アナリスト協会 様

　　 年　　 月　　 日

申請人は、個人情報保護法の規定に基づき、日本証券アナリスト協会が保有する保有個人データの開示等を申請します。

◇ 申 請 人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ）  氏名 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （自書） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | 〒　　　　―  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Tel　　　　（　　　　） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本人確認書類  該当する□をチェック  2枚目の別紙「重要なお知らせとお願い」を必ずご確認ください | 以下のいずれか１点のコピー  □運転免許証　 　 □パスポート  または、  以下のいずれか１点のコピーに加え、住民票の写し（作成後30日以内、コピー不可）  □健康保険証　 □年金手帳　 　 □印鑑証明書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※任意代理人によるお申込みの場合は、氏名欄に代理人名を、住所欄に代理人の住所をご記入ください。

※法定代理人がお申込みの場合の氏名欄は、記入例のとおりにご記入ください。住所欄は代理人の住所をご記入ください。

〔記入例①〕田中一郎 〔記入例②〕鈴木一郎

成年後見人 田中次郎 親権者 鈴木次郎

◇ 申 請 書 類（該当する□をチェックしてください。）

|  |
| --- |
| 保有個人データの　□開示 　□利用目的の通知　□訂正等　□利用停止　□消去 □第三者提供停止  第三者提供記録の　□開示 |

◇ 申 請 理 由（根拠をできるだけ具体的にご記入ください。根拠資料等ございましたら添付してください。）

|  |
| --- |
|  |

◇ 申 請 内 容

○保有個人データの開示・利用目的の通知・第三者提供記録の開示の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 開示又は通知を求める保有個人データの名称・種類等 |  |
| 希望する回答方法 | □電磁的記録を添付したメールの送信 （送信先メールアドレス）  　　　　　　　　　　　　　＠  □書面の交付 |

○保有個人データの訂正等の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正等を行う前の内容 | 訂正等を行った後の内容 |
|  |  |

○保有個人データの利用停止・消去・第三者提供停止の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止、消去又は第三者提供の停止を求める項目・内容 |  |

【重要なお知らせとお願い】 （別紙 ）

**【手数料】**

1. 保有個人データの利用目的の通知の求め及び開示に係る手数料

申請書1通につき手数料1千円を申し受けます。

お支払い方法は銀行振り込み（振込手数料は請求者のご負担）となります。

●手数料（1千円）振込先口座

振込先：三井住友銀行　東京中央支店　普通預金　9553222　口座名：シヤ）ニホンシヨウケンアナリストキヨウカイ　ケッサイグチ

**【本人確認書類】**

1. パスポートについて

2020 年2 月3 日以前に発給申請されたもので有効期限内のものに限ります。

2020 年2 月4 日以降に発給申請されたパスポートについては、所持人記入欄がなく現住所を確認できないことから本人確認書類としてのご利用ができません。

1. 健康保険証について

令和 2 年 10 月 5 日付の厚生労働省の通知により、「被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認 等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し、記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること」とされています。

そのため、健康保険証のコピーをご提出いただく際には、以下の項目のマスキングをお願いいたします。

記号、番号、枝番（記載がないものもあります）、保険者番号、2次元バーコード（カード式保険証）

1. 年金手帳について

国民年金法では基礎年金番号の告知を求めることなどを禁止しています。そのため国民年金手帳のコピーをご提出いただく際には、以下の項目のマスキングをお願いいたします。

基礎年金番号

1. 印鑑証明書について

発行日から3 カ月以内のものとします。

**【代理人】**

1. 代理人による申請について

申請をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人である場合は、通常の本人確認書類に加えて、下記の書類を同封して下さい。

1. 法定代理人の場合 　法定代理権があることを確認するための書類 １通

* 親権者の場合

戸籍謄本（発行日から3 カ月以内のもの）又は住民票（発行日から3 カ月以内のもの）

* 未成年者後見人の場合

戸籍謄本（発行日から3 カ月以内のもの）、裁判所の選任決定書又は後見登記の登記事項証明書（発 行日から3 カ月以内のもの）

* 成年後見人の場合

裁判所の選任決定書又は後見登記の登記事項証明書（発行日から3 カ月以内のもの）

法定代理人本人であることを確認するための書類（法定代理人に係る上記３）（ｂ）の書類） 1 通

1. 委任による代理人の場合

* 本人の署（記）名捺印（実印に限る。）がなされた当協会所定の委任状（上記の申出先宛てにお電話でご請求願います）。 1 通
* 本人の印鑑証明書（発行日から3 カ月以内のもの） 1 通

以上